

甲第 8 号証

総財第 2271 号
平成18年3月31日

各 部 局 長 殿

総務部長
(公印省略)

審議会等の構成員に対する謝礼金支払基準について（通知）

○) 審議会等（「附属機関」及び「会合」）の構成員に対する謝礼金の支払い基準については、平成18年4月1日より下記のとおりとしますので、取扱いに遺漏のないよう周知願います。

記

1. 平成8年5月31日付総財第417号総務部長通知は廃止する。
2. 「付属機関」の構成員に対する謝礼金は、「沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則」に基づく「報酬」として支払うこととする。
3. 「会合」の構成員に対する謝礼金は、「報償費」として支払うこととする。
4. 「会合」の構成員に対する謝礼金の日額は「8,400円」とし、平成18年4月1日から適用する。
5. 4の基準によりがたい場合は、財政課長に協議して定めるものとする。

※審議会等の区分については、沖縄県付属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年6月13日総務部長決定）に基づき、法律又は条例に基づき設置される合議制の機関を「付属機関」とし、これに該当しないものについては「会合」として整理されたところである。

○用語の定義

「付属機関」・・・地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例に基づき設置される調停、審査、諮問又は調査を目的とした合議制の機関。

「会合」・・・有識者等の意見を聴取し、当該意見を県の行政上の意思決定に参考とすることを主たる目的として、要綱等に基づき開催される連絡会、懇談会その他の会合（協議会、委員会、連絡会、懇話会、研究会等の名称の如何にかかわらず、当該目的の下で開催される会合をいう。）